

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転 をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10類型の違反。
下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の
危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25 点

免許取消し(欠格期間 2 年)

※前歴や累積点数がある場合には最大 5 年

あおり運転 のせいで 危険が 生じた場合



2 妨害運転(著しい交通の危険) いちじる

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車
を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさ
せた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35 点

免許取消し(欠格期間 3 年)

※前歴や累積点数がある場合には最大 10 年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる 10 類型の違反



通行区分違反



急ブレーキ
禁止違反



車間距離不保持



進路変更禁止違反



追越し違反



減光等義務違反



警音器使用
制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反
(高速自動車国道)



高速自動車国道等
駐停車違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！